

牽連性担保権の範囲と根拠について

東京大学准教授 岩川隆嗣

本報告は、牽連性担保権（譲渡担保契約及び所有権留保契約に関する法律（以下「法」という。）31条1項・37条柱書、109条2項。譲渡担保権のみならず、留保所有権をも含むものとする）は、いかなる範囲で認められ、いかなる点にその正当化根拠が存するのかを明らかにすることを、目的とする。

まず、牽連性担保権の範囲について。本報告では、以下のような問題を扱う予定である。

一方で、二当事者間の牽連性担保権（法31条1項1号、109条2項1号）に関しては、原則的に、1個の個別売買契約から生じた代金債権と売買目的物に、牽連性が認められ、それらを被担保債権と目的物として設定された動産担保権は、いわゆる狭義の牽連性担保権となる。もっとも、牽連性の判断を設定契約に即して判断するとしても、集合動産譲渡担保権に対する留保所有権の優先を認めた最判平成30年12月7日民集72巻6号1044頁のように、個別売買契約を跨ぐ場合も、狭義の牽連性担保権となりうる。しかし、その限界点は何処にあるのか、例えば集合動産根留保所有権・集合動産根譲渡担保権や、それに類する個別動産根担保権の扱い等は、明確でない。また、動産担保権は、売買契約締結と同様に設定されていなければならないか、という問題（いわゆる同時性の問題）もある。

他方で、三当事者間の牽連性担保権（法31条1項2号、109条2項2号）に関しては、上記の諸点に加えて、被担保債権が求償権とその利息等であり、代金債権とその利息等を超えていても良いという特徴があることを踏まえて、立替払いが一部であった場合にも牽連性担保権と見て良いか、立替払いでなく融資であった場合にも牽連性担保権と見て良いか、と言った問題がある。また、本規律が主たる適用対象として念頭に置いている、輸入ファインナンス・輸入ユーザンスにおける具体的な帰結も、検討を要する。

次に、牽連性担保権の根拠について。本報告では、以上の検討を踏まえて、牽連性担保として優先が認められる正当化根拠を明らかにし、その正当化根拠と牽連性概念の定式化を図る予定である。

すなわち、従前の議論では、牽連性担保権の正当化根拠は、買主に与信を行うことで、買主による動産取得を可能とした者を優先させるべきこと等にある、とされてきた。しかし、以上の牽連性担保権の範囲を踏まえると、この正当化根拠には、一方では具体化、他方では限定が、それぞれ必要になると思われる。牽連性担保権の正当化根拠と、牽連性概念は、この点に基づいて、改めて定式化されるべきものである、と思われる。